

【件名】ストラスブール市におけるマスク着用義務化基準の一部修正について

●現在、ストラスブール市ではマスク着用が義務化されていますが、17日からその基準が一部修正されました。

1 現在、ストラスブール市では公道や公共の場での11歳以上のマスク着用が義務化されていますが、9月17日から以下の場所においてはマスク着用義務が免除されています。

(従来通り、運動等身体活動(activites physiques)、スポーツ、芸術活動を行う者及び障害者等で医師の診断書を持つ者等はマスク着用義務の対象外。)

この新基準が適用される期間は9月17日から9月30日までとなっています。

・la commune de Strasbourg

－ la foret de la Robertsau

－ la foret du Neuhof

－ l'ensemble de la zone du port du Rhin et du port au petrole, a l'exclusion de la zone du jardin des deux rives

－ la reserve naturelle du Rohrschollen

バ＝ラン県条例

[http://www.bas-](http://www.bas-rhin.gouv.fr/content/download/41402/271547/file/Recueil%20n°%20special%20du%2017%20septembre%202020%20-%20port%20du%20masque%20a%20Strasbourg.pdf)

[rhin.gouv.fr/content/download/41402/271547/file/Recueil%20n°%20special%20du%2017%20septembre%202020%20-%20port%20du%20masque%20a%20Strasbourg.pdf](http://www.bas-rhin.gouv.fr/content/download/41402/271547/file/Recueil%20n°%20special%20du%2017%20septembre%202020%20-%20port%20du%20masque%20a%20Strasbourg.pdf)

2 その他、ご自身の居住地や渡航先の都市による対応は今後変更される可能性もありますので、外出・移動の際は、管轄する自治体の情報を確認することをお勧めします

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>